

いじめ対策基本方針

2025年度

智学館中等教育学校

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳のみならず、教育を受ける権利までも著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。「人間の尊厳を大切にし、世界的視野で考え行動できる人間」の育成が、本校の教育目標であることから、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「人間の尊厳を大切にすること」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びにその他の関係者との連絡を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・全校集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するため、以下のツールの有効活用を図り、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① スコラ手帳を利用した生徒の実態把握（毎日）
- ② 二者面談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

（年2回以上随時実施）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報を高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止指導会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止指導会議」を設置する。

〈構成〉

学校長、教頭、生徒部主任、保健安全部主任、年次主任、養護教諭
スクールカウンセラー

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（スコーラ手帳、面談情報分析等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤その他、本基本方針に添うと思慮できる様々な事案

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会・義務教育課・高校教育課及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した際は、その事実関係を学校長に速やかに報告する。

学校長は、重大事態が発生した旨を滞りなく、義務教育課もしくは高校教育課に報告する。

イ 学校長と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

〈構成〉

学校長、教頭、生徒部主任、保健安全部主任、年次主任、養護教諭
スクールカウンセラー、弁護士

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、学校長は茨城県教育庁学校教育部義務教育課及び高校教育課に対し、調査結果の報告を滞りなく行う。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

制定 2014年4月1日

改定 2019年4月1日

改定 2024年4月1日

(私学振興業務の所管部署変更のため)

改定 2024年8月21日

(いじめ対応業務の所管部署変更のため)